

## 令和2年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

#### 4. 会議に出席した委員(22名)

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 永利 春雄  | 2番 寺崎 廣喜      |
| 3番 (欠員)   | 4番 山下 芳文 (欠席) |
| 5番 山田 憲二  | 6番 永利 昇       |
| 7番 大中 久敏  | 8番 野田 敏之      |
| 9番 山田 武二  | 10番 佐藤 英昭     |
| 11番 白木 治  | 12番 廣田 一郎     |
| 13番 米倉 一雄 | 14番 中原 孝司     |
| 15番 藤井 豊志 | 16番 柳 文子      |
| 17番 天本 徹  | 18番 田籠 新      |
| 19番 白木 隆弘 | 20番 井手 浩      |
| 21番 久光 壽子 | 22番 草場 小夜子    |
| 23番 伊藤 武則 |               |

#### 5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 改めて、ごあいさつ申し上げます。

先日来の豪雨に伴い、大牟田市や熊本県内、九州各県内の各所において、多数の方がお亡くなりになられたほか、各所で川の氾濫、越水が発生しております。

ご遺族の方々には、お悔やみを申し上げますとともに、多くの被災された皆さまには、お見舞いを申し上げます。

幸いにも、本市においては、人的な被害は無かったようですが、水没した車両が有ったことや避難所で不安な思いをされた方も多かったと聞いております。早く、普段の姿に戻れますように、祈るばかりです。

さて、本日は議案 6件、報告事項 3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

また、山下 芳文 委員より欠席届が出ています。

よって、令和2年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番 野田 敏之 委員、9番 山田 武二 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、大板井地内の田12筆、畑1筆、合計13筆です。3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間の贈与となります。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問、無いようです。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆です。農地改良し、畑地利用を行うために一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地で、通称、「青地」と呼ばれる農地となります。よって、原則的には転用は出来ないこととなりますが、畑地として利用するため、農地改良を行うもので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、先月開催された地区会議において、現地が牛糞が野積みされ放置されては、隣接の農地の管理に支障が出る、との指摘があったため、事務局より申請者に対して説明を求めたところ、牧草の栽培に使用するために牛糞を使うが、適切な管理を行うとの理由書が提出されたところでした。

これを踏まえて、先ほど、再度、味坂地区会議を開催し、目的以外に利用しないこと、今回は牧草を畑地にて栽培するとの申請ですので、目的以外に利用しないこととの条件付きで了承をいただいたところです。

この条件で地区会議、分科会を終えているところです。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受けました。

内容等を慎重に審査しました結果、味坂地区会議でもありましたように、申請地では牧草を栽培するという条件であったら承認するとの地区会議の意見でありましたので、第1分科会においても、同様に承認しようとの意見となりましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、条件の意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、9件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

議案書の4ページ番号1から7ページ番号9までは同一の案件となります。農地の所在地は、山隈地内の田1筆、畑29筆、合計30筆です。

平成29年3月の定例総会において、審議、承認いただき、県より許可が下りた案件です。

(位置図で場所の説明)

申請地は、大分自動車道筑後小郡インターチェンジの出入口から概ね300mの区域内は第3種農地、それ以外は、甘木鉄道今隈駅から概ね500mの区域内は第2種農地に該当するとして、貸倉庫を建設するために転用の申請があり、県から許可があったものです。

今回の変更申請は、当初計画していた工期より延長したいとのことから、事業計画の変更が申請されたものです。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

以上で説明を終わります。

○議長 先程の議案第2号において、全員賛成と申しましたが、挙手多数、賛成多数ということで、変更させていただきます。よろしく願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、福童地内の田6筆です。露天駐車場を設置するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅から、概ね500メートル以内の区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

代替地検討も行われている他、現場事務所及び駐車場として、許可日から令和6年3月31日までの一時転用となっております。

なお、上下水道は引かず、雨水排水については、当該申請地内に勾配を設けて、申請地に隣接する既存水路へ排水を行うこととなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

次に、番号2及び議案書の9ページ番号3は同一の案件となりますの  
で、まとめて説明いたします。農地の所在地は、上岩田地内の畑3筆で  
す。

、 店舗を建設するために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道松崎駅から、概ね500メートル以内の区域  
内にある農地です。

なお、黄色で着色している部分は宅地となっていて、宅地部分も併せ  
て店舗を建設することとなっています。

農地区分は、甘木鉄道松崎駅から、概ね500メートル以内の区域  
内にある農地で、第2種農地に該当します。

代替地検討も行われている他、既存の住宅に接続しているため、集落  
接続の要件も満たしているところです。

上下水道は西側の県道吹上北野線から引き込み、雨水排水については、  
北側、前面の国道500号線の道路側溝へ排水を行うこととなっていま  
す。

また、既設の防火水槽については、廃止・撤去することで地元協議が  
完了しているとのことでした。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

次に、番号4は寺福童地内の畑1筆です。

一般個人住宅建築のために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある  
農地で、第1種農地に判定されます。

従って、原則的には農地転用が許可できないこととなりますが、前面  
の市道を介して、東側に小郡地域運動広場のほか、西側には隣接する既  
存集落の住宅に連たんしていることから、集落接続に合致し、立地基準  
を満たしているところです。

上下水道については、井戸水、合併浄化槽で対応し、雨水排水につい  
ては、東側の市道へ排水することとなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

番号5は、大板井地内の田1筆です。露天資材置場のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に判定されます。

従って、原則的には農地転用が許可できないこととなりますが、申請者が所有する隣接地と一体となって、申請者の事業に使用することから、例外規定に該当します。

なお、雨水排水については、自然流下となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ  
ます。

以上、番号1から番号5までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問ないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、光行地区内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、下西鯨坂地内の田5筆、畑1筆、合計6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ所有権移転されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号4は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ所有権移転されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借2件について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。議案書12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定については、例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、追加で承認案件が上がっておりますので、ご承認をお願いするものです。

番号1は、農地中間管理事業を行うため、公益財団法人福岡県農業振興推進機構を介しての利用権設定をお願いするものです。

なお、公告は7月10日付とする予定です。

番号2は、利用権の設定を受けようとする者が、筑前町において取得しようとする農地について、下限面積の5,000平方メートルの要件を満たさないため、現に市内で借りている農地の利用権の設定を行うことにより、下限面積の条件を満たそうとするものです。

従いまして、本市での利用権貸借と筑前町での農地取得を同時に承認しようとするものです。

なお、公告は7月10日付とする予定です。

議案書の12ページ、番号1、番号2の利用権を設定する農用地の場所、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者など、議案書に記載しておりますとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、該当する案件は先月の地区会議において報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は、原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1及び番号2は、借手の都合による合意解約です。

番号3は、貸手の都合による合意解約です。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、里道の拡幅を行うために届出が提出されたものです。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は、有料老人ホーム建築のために、届出が提出されたものです。

番号2は、住宅から市道へ出るための通路を確保するために、届出が提出されたものです。

番号3は、建売住宅を建築するために、届出が提出されたものです。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任し

ていただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和2年7月10日（金） 午後 2時46分閉会